

① 件 名
第三セクターに関する指針の一部改正について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>第三セクター等の経営状況の評価、検討、改革については、平成 25 年 4 月 1 日に「第三セクターに関する指針」を施行し、実施してきている。</p> <p>当該対象法人の経営状況の評価及び抜本的改革を進める上で、長期的に公的な人的支援が求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>第三セクターの経営改善等の抜本的な改革を進める。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市行財政運営プラン（3 行財政運営プランについて （2）構成 基本目標 3 業務の効率化や見直しの推進）
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 25 年 4 月：第三セクターに関する指針の策定</p> <p>平成 25 年 12 月：石巻市行財政改革推進本部に「第三セクターの経営状況及び専門委員による評価・検討の必要性について」審議</p> <p>平成 26 年 1 月：専門委員による評価・検討（対象 3 法人）</p> <p>平成 26 年 3 月：専門委員から市長に「第三セクター等の評価・検討に関する報告書」提出</p> <p>平成 26 年 7 月：改革に向けた取組方針及び実施計画による取組みの実施</p>
⑤主な内容
<p>人的支援の改正について</p> <p>第三セクターに関する指針の「5 公的支援の考え方」の「(1) 人的支援」において、第三セクターに対する市退職者の人的支援（あっせん）については、役員の就任期間を最長 2 年としてきたが、経営改善等の抜本的な改革を実施するためには、長期的な計画の下で改革を進めていく必要があるため、役員の就任期間を最長 5 年に改正する。</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
なし

⑦他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧今後の予定及び施行予定年月日
行財政改革推進本部後、庁内へ周知
⑨その他
なし